

第415回 五島海区漁業調整委員会

日 時：令和7年11月7日(金)9時45分開始
場 所：五島振興局4階 B 会議室
長崎県五島市福江町7番1号

役割分担	進行内容など
事務局	定刻となりましたので、ただいまから、第415回五島海区漁業調整委員会を開催します。 それでは、開会にあたりまして、草野会長からご挨拶をお願いします。
草野会長	(挨拶)
事務局	ありがとうございました。
草野会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、8名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えており、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
草野会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「畠村委員」と「川上委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	(異議なしの場合)
草野会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「畠村委員」と「川上委員」にお願いします。
草野会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) となっております。
草野会長	それでは 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局	まず、第1号議案、資料2ページをご覧ください。 県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 (第1号議案の諮問文 朗読) (資料説明) 以上で説明を終わります。
草野会長	ただいま、第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
草野会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。
草野会長	第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
草野会長	ご異議もないようですので、 第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) につきまして、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第1号議案を終了します。
草野会長	これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。 委員の方から、何かご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
草野会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。
事務局	事務連絡でございます。次回の開催予定は12月頃を予定しております。
草野会長	このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
草野会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。 お忙しい中のご出席、ありがとうございました。